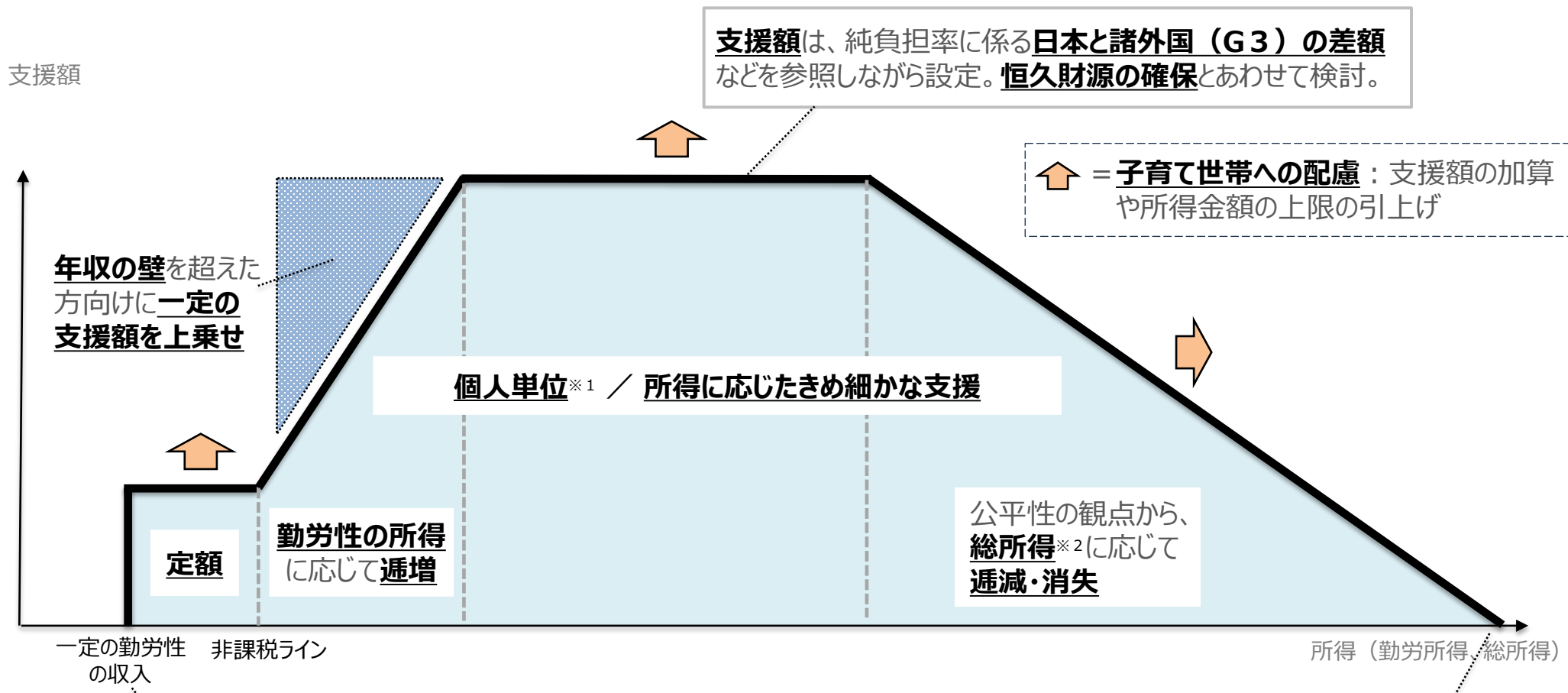


第12回給付付き税額控除等に関する実務者会議
(令和8年5月27日) 資料2より抜粋



有識者会議でのご意見

- ・被用者保険の適用：収入 約106万円超 (所得 約32万円)^(*)
- ・給与所得ゼロ：収入 74万円超 (所得 0円)

(*) 正社員に比べて時間・日数が4分の3未満の短時間労働者についての要件に関する目安。

支援が消失する所得水準は、純負担率の国際比較等を参照しながら設定

※ 諸外国では概ね平均年収の50%前後で支援が消失